

注文した覚えのないカニ

「以前注文いただきましたカニが入荷しました。代引配達します。代金2万円を準備しておいてください」と電話がありました。注文した覚えはありません。届いたら、支払わないといけないのでしょうか。

Q

消費者が注文や承諾をしていないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。商品が届いても、代金を支払わず、受取拒否をしましょう。その際、配送伝票に記載された商品の発送人（事業者）に関する情報をメモしておきましょう。

また、電話勧誘を断りきれずに購入した場合、クーリング・オフ（無条件解除）や取消ができることもありますので、代金を支払う前に、消費生活相談窓口にご相談ください。

このような電話勧誘に対しては、「いません」「注文していません」とはっきり断りましょう。

A

1 1月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	11/ 6(火)、20(火)	22-1151
関ヶ原町	11/13(火)、27(火)	43-0070
養老町	11/ 5(月)、19(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	11/12(月)、26(月)	27-3111
輪之内町	11/ 1(木)、15(木)	68-0185
安八町	11/ 8(木)、22(木)	64-3111